遮熱塗装工事等を予定 している皆さまへ

○京都市内は,多くの地域で景観の規制があり,手続が必要と なる場合があります。

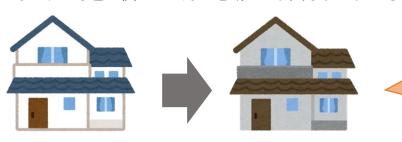
屋根や外壁の塗装工事等の際には、新しく塗り替える色が お住まいの**地域の基準に合っているか**ご確認ください。

〇遮熱塗装工事以外にも,窓・ドアなどの色を変更する場合や 庇の設置を行う場合は、景観の手続が必要となる場合があります。

基準に合った色の目安 ※景観の基準がある地域

屋根:光沢のない黒色、光沢のない濃い灰色など

外壁:あざやかな色は使えません。地域により異なりますので基準をご確認ください。



新しい色は 基準に合って いますか?

京都市内の景観に関する手続・基準についてのご案内

https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000268279.html

規制区域を調べるには(景観情報共有システム)

https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/

→美観地区·美観形成地区·建造物修景地区

景観政策課都市デザイン担当(075-222-3474)

→風致地区

風致保全課(075-222-3475)

補助金のお問い合わせ先

京(みやこ)安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン

電話:075-744-1631

(都市計画局住宅室住宅政策課(電話:075-222-3666))